

◆（西山信昌議員）

世界人権宣言 70 周年の取組についてお伺いします。

（パネルを示す）これも SDGs の目標 10、人や国の不平等をなくそうなどに関連します。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。この有名な文言から始まる世界人権宣言が国連で採択されたのは 1948 年 12 月 10 日。本年は、宣言から 70 周年を迎えます。2011 年には人権教育及び研修に関する国連宣言が採択されました。この宣言は人権教育の国際基準を初めて定めた宣言であり、人権に関する知識の習得や理解の深化にとどまらず、態度と行動を育むことを明確に射程に入れています。平成 27 年に策定された京都市人権文化推進計画においては、10 年後の目指す姿として市民や企業・団体等が、人権文化の息づくまちを目指して、家庭、地域、職場等において、自らが行動する社会が掲げられており、国連の取組と軌を一にしたものと言えます。しかしながら、自らが行動する社会をつくるためには、より一層の取組が必要ではないでしょうか。

近年において障害者差別解消法や部落差別解消推進法などの施行により、今一層様々な分野において人権尊重、差別解消の取組が求められています。私が市民を対象に実施したアンケートにおいては、障害者差別解消法の趣旨を知る人は 3 割余りにすぎないとの結果となりました。昨年 5 月市会の我が会派の大道議員の人権政策の質問に対し、門川市長は、「京都市は、大正 11 年に日本初の人権宣言と言われる全国水平社宣言が行われ、また、昭和 53 年には世界文化自由都市宣言を行い、人権を尊重してきた都市である」と述べられました。折しも、本年は、世界文化自由都市宣言 40 周年の節目の年でもあります。大正、昭和と宣言を高らかに掲げながら人権文化を育んできた京都市として、平成が終わりを迎えようとする 30 年度は、次代を見据え、人権尊重のため行動する多くの市民を生み出すため、京都市の人権文化推進における新たな歴史を開く取組がなされることを強く望むものであります。そこで、京都市における世界人権宣言 70 周年の取組の考えをお聞かせください。

◎市長（門川大作）

次に、世界人権宣言 70 周年の取組についてでございます。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言が国連で採択されてから、今年で 70 年を迎えます。この理念は、本市の世界文化自由都市宣言にも相通じるものであり、また日本初の人権宣言と言われる「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかにう

たった全国水平社創立宣言が行われた京都で培われてきた人権尊重の理念と共に、京都市基本構想及び「はばたけ未来へ！京プラン」の中にも脈々と流れております。本市では、人権を守る市民啓発や相談窓口の設置のほか、文化芸術やスポーツ活動に、教育に、障害のある方もない方も共に取り組むなど、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調とし、幅広い施策と融合しながら取組を進めてまいっております。一人一人が互いに認め合う共生社会の実現が世界共通の喫緊の課題である中、来年度には、人権に関する市民意識調査を実施し、市民の意識関心や、人権を取り巻く状況の変化を的確に把握し、京都市人権文化推進計画の中間見直しにしっかりと反映させてまいります。世界人権宣言 70 周年の節目の年を契機としまして、人権尊重に通じる理念を持った SDGs に基づく取組を積極的に行っている民間の企業や団体、また、国や京都府とも連携し、世界人権宣言の理念が次の世代にもしっかりと受け継がれるよう、人権尊重の機運を将来の京都を担う若者の世代にも広げてまいります。